

平成31年4月25日

各 位

一般社団法人愛媛県薬剤師会  
薬学生実習受入委員会

## 認定実務実習指導薬剤師認定制度に関する重要なお知らせ

平成31年1月1日に改正実施要領が施行されましたので下記に注意点を抜粋しましたが、実施要領等ご確認のうえ、各自が責任をもってご対応くださいますようお願い致します。

日本薬剤師研修センターHP

[http://www.jpec.or.jp/nintei/nintejitumu/certificate\\_apply.html](http://www.jpec.or.jp/nintei/nintejitumu/certificate_apply.html)

### 認定実務実習指導薬剤師の新規申請にあたっての注意事項（H31/1/1施行）

修了日が平成30年3月31日以前の修了証については、2020年3月31日までの消印等にて当センターに到着した認定申請分までは有効ですが、それ以降は無効となります。修了日が平成30年4月1日以降の修了証の有効期限は修了日から6年間です。

### 講習会の受講証の注意事項

\*新講座（講座①～③）は番号順に受講されていることが必要です。この受講証の有効期間は受講日から6年間です。（講座④）の受講証の有効期間は受講日から3年間です。

\*旧講座（講座ア・イ・ウ・オ）を受講されている方は以下の点にご注意ください。  
改めて新講座（講座①～③）を受講する必要はありませんが、旧講座の受講証は2020年3月31日までの消印等にて当センターに認定申請された分までが有効、それ以降は無効となります。  
従って、全て旧講座で受講を終え、その他の認定申請要件も整っている方は速やかに認定申請を行って下さい。一部講座のみ旧講座で受講されている方は、受講されていない旧講座に対応する新講座を受講して下さい。新講座と旧講座の対応は講座①（講座イ）・講座②（講座ウ）・講座③（講座ア・オ）です。

### 認定実務実習指導薬剤師の更新申請にあたっての注意事項（H31/1/1 施行）

旧講座（講座力）の受講証の有効期限は2020年3月31日まで（それまでの認定申請で有効）で、同年4月1日以降は無効となりますので、十分ご注意ください。

更新講習は認定実務実習指導薬剤師養成講習会の講座④として行います。

各地区の病院・業局実務実習調整機構委員長名によるアドバンスワークショップ（AWS）の修了証をお持ちの場合に限り、更新講習の受講証の代わりとすることができます。但し、平成28年4月1日以降に実施されたAWSに限ります。申請の際には修了証の正本をお送り下さい

（コピーは不可）。修了証の有効期限は、平成28年4月1日～平成30年12月31日に実施されたAWSの場合は一律2021年12月31日、平成31年1月1日以降に実施されたAWSの場合は、受講日から3年間です。

更新申請の受付は認定期限の3か月前から行えます。なお、日本薬剤師研修センターから更新対象者へのお知らせはありません。

更新申請で更新が認められなかった場合、受講要件が満たされずに受講された更新講習会受講証、更新料の返金はありません。それを改めて認定申請される際の申請料や他の申請料等に充てることもできません。

※今後の事務連絡はサイボウズにて行いますので、定期的にご確認くださいようお願い致します。